

熊本県司法書士会職印の届出及び証明等手続規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県司法書士会(以下「本会」という。)会則(以下「会則」という。)第9条第2項の規定に基づき、司法書士法施行規則第21条に定める印鑑(以下「職印」という。)の届出及び証明に必要な事項を定める。

(職印の届出)

第2条 職印は、会員が司法書士業務上使用する印鑑で、届出は1人1個に限る。

2 会員は、別紙第1号様式による印鑑紙に職印を押印して届け出なければならない。

(職印の使用)

第3条 会員は、会則の定めるところにより本会に提出する書面に記名又は署名押印するときは、職印を押印しなければならない。

(改印手続)

第4条 会員は、届出た職印を紛失その他の事由で改印しようとするときは、別紙第2号様式による改印届に、別紙第1号様式の印鑑紙を添えて提出しなければならない。

2 会則第9条第1項の職印の届出及び前項の改印の届出は、無料とする。

(職印の届出の不受理)

第5条 本会は、職印が次の一に該当するときは、その届出を受理することができない。

- (1) 司法書士会員の場合に、日本司法書士会連合会に備え置かれた司法書士名簿に登録された氏又は氏名が使用されていないもの。ただし、司法書士名簿に職名の記載を受けた者については、職名が使用されていないもの。
- (2) 法人会員の場合に、登記された名称が使用されていないもの。
- (3) 司法書士以外の職業その他の事項をあわせて表しているもの。
- (4) ゴム印等印形の変形しやすいもの。
- (5) 印影の照合が困難なもの。

(印鑑紙の貼付)

第6条 本会は、職印の届出を受理したときは、第2条第2項又は第4条第1項の印鑑紙を司法書士会員名簿又は法人会員名簿に貼付しておかなければならない。

(証明の請求及び手数料)

第7条 会員は、届出た職印について証明を請求することができる。

2 前項の証明手数料は、金500円とする。

(証明の手続き)

第8条 会員は、第2条又は第4条の職印を押捺した申請書2通を本会に提出するものとし、本会はその1通に証明文を付して交付する。

(証明の拒否)

第9条 本会は、次の一に該当するときは、証明をすることができない。

- (1) 毀損、摩滅等により提出された印影と照合することが困難なとき
- (2) 他の文書に押印した印影の証明
- (3) 証明書の再証明

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。